

広島大学附属東雲中学校 自転車通学について

広島大学附属東雲中学校

本校では、生徒の自転車通学について、校内の駐輪場の環境に限りがあること、また、生徒の登下校中の安全を守るため、以下に示す自転車通学に関する条件、ルールを定めています。

1. 自転車通学の条件

本校での自転車通学は、以下の2つの範囲に限ります。最寄り駅である JR 向洋駅からの自転車通学は認めません。

①自宅から学校まで（自転車許可区域内に限る）

②自宅から最寄りの駅等まで

- ・学校から半径 2.5km 以上で、各家庭で最寄りの駅等付近の駐輪場の確保することが条件
(駐輪場の支払い領収書か契約の証明書の写しを提出が必要)

2. 自転車通学の許可区域

- ・小学校区（小学校通学許可区域）とは、各教育委員会が定めた指定通学区域のことです。
- ・次の一覧表のエリアに居住（住民票にも記載）していることが許可条件となります。

区・町など		自転車通学許可区域となる小学校区など
広島市	中区	白島小、基町小、幟町小、袋町小、竹屋小、千田小、本川小、中島小、吉島東小、吉島小、広瀬小（西区中広町一丁目・中広町二丁目を除く）、神崎小、舟入小、江波小
	東区	温品小、牛田小、中山小、尾長小、矢賀小、白島小（中区）、幟町小（中区）
	南区	荒神町小、段原小（段原三丁目・段原四丁目・段原南二丁目を除く）、青崎小（青崎一丁目・青崎二丁目・小磯町を除く）、向洋新町小、皆実小、翠町小、大河小（段原南一丁目、出汐一丁目・出汐二丁目、旭二丁目・山城町に限る）、楠那小、仁保小（仁保四丁目・仁保南一丁目に限る）、字品東小、字品小、元字品小、大州小（大州三丁目・大州四丁目・大州五丁目に限る）、白島小（中区）、幟町小（中区）
	安芸区	船越小
安芸郡	府中町	府中小、府中南小（青崎南・新地を除く）、府中中央小、府中東小、府中北小
	海田町	海田小、海田西小

※西区・安佐南区・安佐北区・佐伯区に許可区域はありません。

※往路・復路ともに、自宅からの通学であり、立ち寄り等は認められません。

※駐輪場の台数に限りがあるため、次の小学校区は、自転車通学許可区域であっても許可できない場合があります。（矢賀小・荒神町小・段原小・青崎小・大河小・仁保小・向洋新町小・大州小・府中南小）

3. 自転車通学に関する注意事項

(1) 自転車通学に関するルール

① 道路交通法を守ること。

- ・車道の走行，信号を守る，交差点での一時停止，並進の禁止，二人乗りの禁止 等



② 通学に使用する自転車の見えやすい場所に，許可ステッカーを貼ること。

- ・できるだけ後輪に貼ってください。



③ 防犯登録を行い，整備された自転車を使用すること。

- ・自転車の種類の指定はありませんが，本校の周りの道路は細い路地で，朝は交通量も多いため，スピードの出る自転車はおすすめしていません。
- ・スタンドを取り付けてください。スタンドの種類は問いません。
- ・自転車を変更する場合は，【自転車整備報告書】の提出が必要です。担当教員に申し出てください。

④ 自転車運転時には，ヘルメットを必ず着用すること。

- ・あごひもを締め，正しく着用してください。

⑤ 通学かばんを乗せるかごまたは荷台の設置

- ・通学かばんは生徒の安全のため，基本後ろに載せます。ただし，載せきれない荷物は保護者の判断のもと背負ってもよいことにしています。通学かばんを自転車後部に乗せられるよう，かごや荷台，荷ひもなどをご準備ください（前カゴは使用しない）。

⑥ 雨天時には傘を使用せず，雨ガッパを着用して安全に十分気を付けて運転すること。

- ・自転車以外の通学方法についても，必ずご家庭でご確認ください。

⑦ 校門前の横断歩道と坂から小学校飼育小屋までは，自転車に乗らないこと。

- ・小学生の登下校，教職員の車等で校門付近は混雑をすることがあります。危険防止のため，自転車を降りて通行してください。

(2) 通学中に事故にあった時の対応について

- ① 必ず近くの人に助けを求め，110番(警察)・119番(救急)・学校へ連絡すること
- ② 必ず相手の人の名前・連絡先を聞き，自分の名前・連絡先も伝えること

(3) 許可の一時停止及び取り消しについて

- ・上記の許可の条件及び注意事項が守られていない場合，自転車通学の許可を一時停止，または，取り消し処分とします。